

## 3 月 例 会 資 料

令和3年3月31日  
保 険 研 究 委 員 会

### <留意事項>

(1) 歯周病重症化予防治療 (P 重防) について

2回目以降の P 重防において、継続的な管理を行うに当たっては、必要に応じて歯周病検査を行い症状が安定していることを確認する。また、必要に応じて文書を患者又は家族等に提供する。

### <報告事項>

□新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて【別添参照】

(1) 6歳未満の乳幼児に対する外来における診療等の取扱い

令和2年12月15日より乳幼児感染予防対策加算 (5.5点) が算定可となっている。令和3年9月診療分まで継続となる。

(2) 各医療機関における感染症対策に係る評価

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から9月診療分まで以下の取扱いとする。尚、その診療等に当たっては、患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

① 初診料、再診料 (注7に規定する電話等による再診を除く。)、歯科訪問診療料、訪問歯科衛生指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急カンファレンス料を算定する場合に、5点をさらに加算できる。

② 新型コロナウイルス感染症患者に対する歯科治療の実施

新型コロナウイルス感染症患者に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合、298点を新型コロナ歯科治療加算として算定することができる。

(3) 請求方法について

① レセコンを使用している医療機関の場合

改修の対応についてはレセコンベンダー等に問い合わせ下さい。

② 手書きレセプトの場合 (下記のように請求内容が分かるように請求)

全体の「その他」欄に「乳幼児感染予防対策加算 5.5点×(回数)」、「歯科外来等感染症対策実施加算 5点×(回数)」又は「新型コロナ歯科治療加算 298点×(回数)」と記載の上、請求して下さい。

### <連絡事項>

□令和3年4月レセプトチェック勉強会は開催されません。

質問のある方は、保険研究委員会委員の先生にお尋ね下さい。

問1 (2) について、患者及び利用者の診療等において、「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。

(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

問2 (2) ①について、外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)及び「歯科診療における新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、医科外来等感染症対策実施加算、歯科外来等感染症対策実施加算及び調剤感染症対策実施加算を算定することができるか。

(答) 算定できない。

問3 (1) 及び (2) について、それぞれの算定要件を満たした場合、併算定できるか。

(答) 併算定できる。

問4 (2) ②について、どのような患者に算定が出来るのか。

(答) 新型コロナウイルス陽性であり宿泊療養を行っている患者等に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合に算定できるものである。

なお、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は、新型コロナ歯科治療加算は算定出来ない。